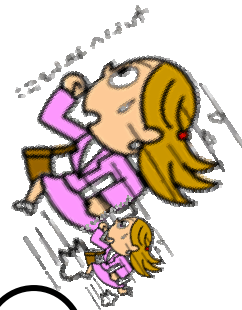
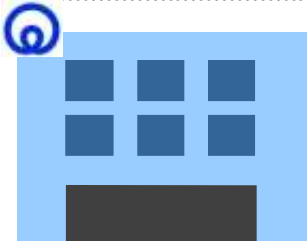


1日も早く地元に戻れるよう、公正な判決をお願いします！



私は退職再雇用を拒否した為、勤続33年、52歳になって初めて群馬県高崎市から埼玉県へ往復4時間もかかる長距離通勤をさせられ4年8ヶ月がすぎました。期限なしの配転です。現在56歳で体力も衰え通勤と仕事で体力を消耗し、家事をほとんど夫にやってもらい、なんとか通勤できています。それでも疲れるので、ゆっくり子どもと向き合う時間もなくなってしまいました。なんのために生きているのかと思ってしまう。会社は私に通勤費を年間100万円も支給しBフレッツの販売をさせています。Bフレッツの販売なら群馬でもやられている業務です。人間らしく働き、家族と団欒できるように早く群馬へ戻してほしいです。(飯野 和子)



2002年7月、退職に応じない私を、埼玉・川口へ強制配転。定年まで働きたい、働きつづけられるのは、地元で働くしかないと、職種の変更にも応じてきました。2005年4月、埼玉・志木へ4回目の配転。さらに通勤時間が長くなり、往復4時間20分の通勤が5年目になりました。NTT志木ビルは、退職に応じない社員を集めた職場。志木から川口・吉川方面へ電車とバスを乗り継いで、Bフレッツの訪問販売。こんな見せしめ配転は許せない。早く地元へもどして。(金子 恵美子)

年間1兆3千億円以上も利益を上げるNTTが更なる利益追求のために2005年5月に「50歳退職、30%賃下げ再雇用」を実施。そして、退職に応じない者には異職種・遠隔地配転を行いました。この11万人リストラを問う裁判は全国5地裁でたたかわれています。昨年9月には札幌地裁が「NTTの傲慢な姿勢、配転が業務上の必要性がなかったこと」などを断罪しました。東京原告の飯野さ



全労連女性部 tel 5842-5611 / 通信労組 tel 5355-7931